

送金の確認書類貼付台紙

1 別居している被扶養者と組合員の情報

組合員番号		組合員氏名				
被扶養者	氏名		続柄		年齢	
	居住地(住所)					

*平成27年12月31日現在の情報をご記入ください。

2 送金の履歴(下記に記載する「送金の確認書類」を裏面に貼付してください)

生活費の月	送金額	送金日	備考
① 平成27年10月分	円	年 月 日	
② 平成27年11月分	円	年 月 日	
③ 平成27年12月分	円	年 月 日	
その他特記事項			

(注) 審査状況等に応じて、1年分の送金証明を求められることがあります。

送金額と被扶養者の要件

送金の確認書類として認められるもの

- 送金額が被扶養者の収入以上であること(最低5万円/月)
- 振込人または差出人が組合員であること(本人名義以外は不可)かつ受取人が被扶養者であること*1

を確認できる次の書類です。

金融機関を通じて送金している場合

振込依頼書(写) 送金領収書(写) 払込票(写) 通帳(写)*2 利用明細書(写) 等

※通帳コピーの場合、送金以外の部分はマスキングしてください。

現金書留にて送金している場合

差出人が郵便局からもらう控えと受取人に届いた封筒表面(写)(損害要償額・受取人・引受日付印が記載のもの)

ネットバンキングを通じて送金している場合

送金額と受取人・振込人の記載がある書面

*1 被扶養者が子である場合かつ受取人が被扶養者と同居する配偶者である場合には、被扶養者の世帯全員の住民票及び組合員と配偶者の続柄を確認できる資料を追加して提出してください。

*2 1つの口座でのやり取り(組合員が通帳を持ち、お金を預け入れ、別居者がキャッシュカードでそのお金を下ろす等)の通帳(写)は原則として認められません。

送金を要さない特例

従来から同居していた被扶養者が次の理由で別居している場合には同居(一時的別居)として取扱い、送金の事実へ替えて次の資料を提出することができます。

別居の理由	確認資料
単身赴任	単身赴任手当の支給実績がわかる給与明細書
介護	扶養事実申立書+被扶養者の住民票+介護施設の入所証明書
障害者福祉施設等へ入所	扶養事実申立書+被扶養者の住民票+施設に入所していることがわかる書類
長期入院	扶養事実申立書+被扶養者の住民票+入院中であることがわかる書類

* 扶養事実申立書(認定用)は日本郵政共済組合のホームページに掲載されています。

貼付欄 (①平成27年10月分)

貼付欄 (②平成27年11月分)

貼付欄 (③平成27年12月分)

以下、項番2の証明書類を貼付できない場合にご記入ください。別途必要な資料等をご案内いたします。
なお、今後は毎月の送金記録により生計維持状況を確認しますので、受取人(被扶養者)と振込人(組合員)が確認できる送金に切り替えてください。

1 生活費を渡している _____ 年間 円程度

- 振込人(または差出人)が組合員であること及び受取人が被扶養者であることが確認できない。
- 手渡ししている。
- 渡していないし、生活費も負担していない。
- 組合員の給与振込口座の通帳(またはカード)を被扶養者に渡し、被扶養者が適宜出金している。
- その他()

2 別の生活費を負担している _____ 年間 円程度

- 家賃
- 水道光熱費
- 学費

3 奨学金を受給している _____ 年間 円程度

上記以外で客観的資料等を提出できない具体的理由